

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

令和 6 年 1 月 16 日  
( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<p><b>(情報の取得)</b></p> <p><b>第 13 条</b> 運営会員は、次の各号に定めるところにより、自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を取得しなければならない。</p> <p>1 運営会員は、金商法第 5 条の規定に基づく有価証券届出書、同法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書、同法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書又は同法第 24 条の 5 第 4 項に規定する臨時報告書（以下「有価証券届出書等」という。）を作成する発行者に関する情報にあつては、次のイ又はロに掲げる情報を、当該イ又はロに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。</p> <p>イ・ロ （ 現行どおり ）</p> <p>2・3 （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p><b>(情報の取得)</b></p> <p><b>第 13 条</b> 運営会員は、次の各号に定めるところにより、自社が運営会員となっている株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報を取得しなければならない。</p> <p>1 運営会員は、金商法第 5 条の規定に基づく有価証券届出書、同法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書、同法第 24 条の 5 第 1 項に規定する半期報告書 <u>（同法第 24 条の 4 の 7 第 2 項の規定により四半期報告書を任意に提出する場合にあつては、当該四半期報告書）</u> 又は同法第 24 条の 5 第 4 項に規定する臨時報告書（以下「有価証券届出書等」という。）を作成する発行者に関する情報にあつては、次のイ又はロに掲げる情報を、当該イ又はロに定める時期に、それぞれ取得しなければならない。</p> <p>イ・ロ （ 省 略 ）</p> <p>2・3 （ 省 略 ）</p>

以 上